様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　5月　29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） たかなしせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 株行会社　髙梨製作所  （ふりがな） たかなし　けんいち  （法人の場合）代表者の氏名 　 髙梨　健一  住所　〒999-3511  山形県西村山郡河北町谷地字十二堂287-4  法人番号　1390002015956  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社髙梨製作所のホームページ  「ＤＸ」 | | 公表日 | 2023年　6月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所：<https://www.takanashiss.com/dx>  記載箇所：DX戦略 | | 記載内容抜粋 | DXで目指す姿  私たちがDXで目指すのは、単なるデジタル技術の導入ではありません。お客様の期待を超える「品質」「効率」「付加価値」を追求し、「データ」に基づいた的確な意思決定によって、持続可能な成長と社会への貢献を実現する、未来基準のモノづくりです。  DX推進の基本原則  デジタルファースト: あらゆる業務プロセスにおいて、デジタル技術の活用を第一に検討し、変革を加速します  データ駆動型: 収集・蓄積されたデータを最大限に活用し、客観的な事実に基づいた意思決定と継続的な改善サイクルを確立します。  共創と協調: 社内外の知見を結集し、お客様やパートナー企業様と共に新たな価値を創造します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会決議内容に基づく。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社髙梨製作所のホームページ  「ＤＸ」 | | 公表日 | 2023年 6月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所：<https://www.takanashiss.com/dx>  記載箇所：DX方策 | | 記載内容抜粋 | 製造現場の革新  リアルタイム生産管理システムの活用: 全社員がノートPC・タブレットPCに加え、支給されたスマートフォンからも生産システムにアクセス。生産進捗、設備稼働状況をリアルタイムに把握し共有することで、場所を選ばない迅速な情報確認・指示が可能となり、リードタイムの短縮と安定した高品質生産を実現しています。  IoTとビッグデータによる「匠の技」のデータ化: 生産設備のIoT化により、温度・湿度といった環境データや製造条件データをリアルタイムに収集・蓄積。従来、熟練技術者の経験や勘に頼っていた部分を「ビッグデータ」として分析・活用することで、不良発生の予兆検知や最適な製造条件の自動調整など、データドリブンな生産体制を確立し、品質の更なる向上と生産性の最大化を目指します。  ペーパーレス化と情報共有の迅速化: グループウェアの活用により、伝達ミスや漏れを大幅に削減。社内サーバーを通じたデータ共有により、紙の使用量を削減し、環境負荷低減にも貢献しながら、業務効率を飛躍的に向上させています。  お客様への提供価値向上  AIチャットボットによる24時間お問い合わせ対応: お客様からのご質問やご相談に対し、AIチャットボットが24時間365日、迅速に対応。お客様をお待たせすることなく、初期対応の効率化と顧客満足度の向上を図ります。  RPA活用による間接業務の自動化と効率化: 電子帳簿処理などの定型業務にRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入。限られた人的リソースをより付加価値の高い業務へシフトさせ、お客様へのサービス提供に注力できる体制を構築しています。  現場起点のDXソリューション開発と展開  業務効率を追求した自社開発アプリ: 日々の業務から生まれる「もっとこうしたい」という現場の声を起点に、業務効率化や生産性向上に資する専用アプリケーションを自社で開発しています。これにより、現場のニーズに即した、きめ細やかで使いやすいDX環境を構築しています。  社外にも展開する髙梨製作所の技術力: 開発したアプリの一部は、その実用性と効果が認められ、社外へも販売・提供しています。これは、私たちのDXへの取り組みが、自社内にとどまらず、広く産業界にも貢献できる技術力を伴っていることの証左であると考えています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社取締役会決議内容に基づく。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所：<https://www.takanashiss.com/dx>  記載箇所：DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 専門組織「DX推進部門」の設置: DX戦略の策定、最新技術の導入推進、各部門のDX支援を担う専門部署を設置。全社横断的なDXをリードしています。今後も継続的に専門人材の確保に努めます。  全社員DX人財化への挑戦: 「全社員がDX人財」となることを目指し、DX推進部門が主導する全社的なDX研修を定期的に実施。社員一人ひとりのデジタルリテラシーとDXマインドの向上を図っています。さらに、DX関連資格の取得支援や専門知識習得のための外部研修参加など、学び続ける社員を積極的にサポートします。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所：<https://www.takanashiss.com/dx>  記載箇所：DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 進化し続けるDX推進環境: 主要な製造機械のIoT化とリアルタイム監視システム、これらを支える基幹システムは既に構築済みです。全社員へのノートPC・タブレットPC、そしてスマートフォンの支給により、誰もがリアルタイムデータにアクセスし活用できる環境を整備。今後も製造機械以外のIoT化を進めるなど、DX関連設備への戦略的投資を継続していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社髙梨製作所のホームページ  「ＤＸ」 | | 公表日 | 2023年6月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所：<https://www.takanashiss.com/dx>  記載箇所：DX達成状況の指標 | | 記載内容抜粋 | 進捗管理と継続的改善  毎月1回「DX推進会議」を開催し、各部門のDX進捗状況や課題を共有。全社一丸となって目標達成に向けた改善活動に取り組んでいます。  DX推進の主な評価指標  直接部門: 機械のIoT化率、データ検索時間、特定検査の所要時間、製品梱包時間など  間接部門: PC等への手入力時間、問い合わせ対応時間など  全部門共通: 紙の使用量削減、情報伝達のミス・漏れ件数削減、情報伝達の所要時間短縮など |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年6月27日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページ内に掲示  公表場所：<https://www.takanashiss.com/dx>  記載箇所：代表メッセージ | | 発信内容 | 昭和45年の創業以来、私たち髙梨製作所はプラスチック成形のプロフェッショナルとして、常に時代の変化を先取りし、お客様の期待を超える価値を追求してまいりました。  今、世界は「IoT」「AI」「ビッグデータ」といったデジタル技術が産業のあり方を根本から変える、まさにDX（デジタルトランスフォーメーション）の時代を迎えています。この大きな変革の波を、私たちは未来を切り拓く絶好の機会と捉えています。  最先端テクノロジーを積極的に採り入れ、長年培ってきたモノづくりの知恵と融合させることで、製造プロセスの革新はもちろんのこと、お客様一人ひとりのニーズに、より迅速かつ的確にお応えできる体制を構築します。そして、高品質な製品・サービスを通じてお客様のビジネスの成功に貢献するとともに、地域社会の持続的な発展にも力を尽くしてまいります。  髙梨製作所のDXにご期待ください。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年5月頃 | | 実施内容 | 代表取締役社長を主導にDX担当部門者がIPAの「DX推進指標自己診断」を実施し、自己診断結果を「DX推進ポータル」にて提出しております。  また、「DX推進指標ベンチマークデータ（2023年確報版）中小企業版」をダウンロードし、自社の結果を同規模・同業種の平均値と比較し、進捗状況の確認も併せて行っております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2023年6月23日に情報セキュリティー基本方針を策定し、社内への周知した後に、当社のホームページ内で社外に公表しております。 URL：<https://www.takanashiss.com/infosec/>  また、代表取締役社長を主導にDX担当部門者がIPAの「５分でできる自社診断シート」を実施し、2023年6月29日にSECURITY ACTION(二つ星)を宣言しております。  URL：<https://www.takanashiss.com/dx/>  （ページ下段の「SECURITY ACTION 二つ星を宣言しました」にて公表しております。） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。